

入札説明書

令和8年（2026年）7月30日

※ 一度申請した入札参加資格審査申請書類の書換え、引換えおよび撤回はできませんので、注意してください。

※ 当該工事は総合評価落札方式による一般競争入札のため、落札後の配置予定技術者変更は認められません（傷病、死亡または退職などやむを得ない理由による場合を除く）ので、注意してください。

1 一般競争入札（特別簡易型総合評価落札方式）に付する工事の内容

(1) 工事名 花園2号配水管布設工事

(2) 施工場所 函館市花園町22番先および23番先

(3) 工期 契約の日の翌日から令和9年1月29日まで

(4) 工事概要 水道用ダクタイル鋳鉄管布設工

口径150mmGX形 施工延長180m

仕切弁口径150mm 3基

仕切弁口径100mm 1基

青銅弁口径50mm 1基

青銅弁口径25mm 2基

既設管撤去工

(5) 予定価格（消費税および地方消費税相当額を除く。）

28,790,000円

(6) 低入札価格調査を行う場合の基準となる価格

函館市企業局建設工事低入札価格調査要領（平成21年9月1日施行。以下「要領」という。）第3条第1項の規定による価格（以下「調査基準価格」という。）

(7) 低入札価格において失格と判断する基準となる価格

要領第8条第2項の規定による価格

(8) その他

本工事は「週休２日工事」の対象工事である。

2 申請の期間および申請書の提出先

- (1) 申請の期間 令和８年７月３０日から令和８年８月７日まで
- (2) 申請書の提出先 函館市末広町５番１４号 函館市企業局管理部
経理課（電話番号 0138-27-8722）

3 設計図書等の閲覧等

- (1) 工事に係る設計図書等は、次のとおり閲覧に供します。
 - ア 閲覧期間 令和８年７月３０日から令和８年８月２６日まで
 - イ 閲覧場所 函館市企業局管理部経理課
- (2) 前号に定めるもののほか、設計図書等は閲覧期間中、電子データにより函館市ホームページに掲載します。
- (3) 入札に参加しようとする者は、設計図書等申込書を提出することにより、前号に定める設計図書等の閲覧に必要なパスワードの交付を求めることができます。

4 質問書の提出

- (1) 提出期間 令和８年７月３０日から令和８年８月１３日まで
- (2) 提出先 函館市末広町５番１４号 函館市企業局上下水道部管
路整備室建設担当（電話番号 0138-27-8752）

5 入札の方法

入札は、一般書留または簡易書留のいずれかにより入札日を配達指定日とし、函館市企業局管理部経理課あて郵送の手続きをしてください。

6 入札執行の日時および場所

- (1) 令和８年８月２７日午前１１時
- (2) 函館市末広町５番１４号 函館市企業局３階入札室

7 落札者の決定等

- (1) 総合評価落札方式評価基準に基づく点数（＝技術評価点）および入札価格を基に、次の式により算出した数値（＝評価値）の最も高い者を落札者とします。

評価値（小数点第５位以下切り捨て）＝技術評価点＋価格評価点

$(80 \times (\text{最低入札価格} \div \text{入札価格}))$

なお、最低入札価格および入札価格が調査基準価格を下回る場合は、最低入札価格および入札価格をそれぞれ調査基準価格と読み替えるものとし、価格評価点は80点を超えないこととします。

(2) 評価値の最も高い者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、落札を保留し、当該者に対して低入札価格調査を行ないます。

(3) 前号の調査の対象者は、低入札価格調査委員会の審査の結果、契約の内容に適合した履行がなされると認められなければ落札者となりません。

8 入札結果等の公表日

令和8年8月27日（低入札価格調査の対象となる場合は、当該低入札価格調査の終了後に公営企業管理者が定める日）

9 提出書類についての留意事項等

(1) 同種工事施行成績確認調書

本工事と同じ工種で、令和3年度から令和7年度までの期間（令和3年4月1日から令和8年3月31日まで）に受渡しが完了し、函館市（公営企業を含む。）から工事施行成績の評定結果の通知を受けた工事（共同企業体の構成員として施工した実績の場合は、その出資割合が20%以上のもの）について記載してください。

(2) 同種・同規模工事の施工実績調書

令和3年度から令和7年度までの期間（令和3年4月1日から令和8年3月31日まで）に元請けとして施工し、受渡しの完了した工事で、本工事と同じ工種（導水管、送水管、または配水管布設工事に限る。）であり、かつ、本工事の予定価格の70%以上の契約金額の工事（共同企業体の構成員として施工した実績の場合は、その出資割合が20%以上のもの）の実績が評価の対象となります。

共同企業体の構成員として施工した実績の場合

$$\text{実績工事の契約金額} \times \text{出資割合} \geq \text{本工事の予定価格（税込み）} \times 70\%$$

(3) 配置予定技術者調書（総合評価落札方式用）

技術者は、傷病、死亡または退職などやむを得ない理由による場合を除き変更できません。

工事の実績（導水管、送水管、または配水管布設工事に限る。）について、本工事の予定価格の70%以上の契約金額の工事（共同企業体の構成員として施工した実績の場合は、その出資割合が20%以上のもの）を評価の対象とします。

(4) 主任（監理）技術者のCPDに係る証明書の写し

ア 指定する団体と推奨単位

団 体 名	推 奨 単 位				
	1 年間	2 年間	3 年間	4 年間	5 年間
(一社)全国土木施工管理技士会連合会	20以上	40以上	60以上	70以上	80以上
(公社)土木学会	50以上	—	—	—	—
(公社)日本技術士会	50以上	—	150以上	—	—

イ 推奨単位の1年間とは、令和7年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）です。

推奨単位の2年間以上とは、令和7年度を含めた期間です。

（2年間の場合は、令和6年度および令和7年度の期間）

(5) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

入札公告日の直近に通知された有効なもの（審査基準日（決算日）から1年7か月以内）の写しを添付してください。

(6) その他

詳細は、別紙「評価項目に係る提出書類一覧」をご確認ください。

10 公正な入札の確保

入札に当たっては、次のいずれの行為も行ってはなりません。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する不正な行為
- (2) 競争を制限する目的で他の入札者と入札の意思および入札価格について行う相談
- (3) 落札者の決定前において、他の入札者に対し行う入札価格および

評価項目に関する事項の意図的な開示

11 入札書記載金額

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札金額（契約金額）としますので、入札者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する額（消費税および地方消費税相当額を含まない額）を入札書に記載してください。

12 入札の無効

次の入札は、無効とします。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札および入札に関する条件に違反した入札
- (2) 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札（文字の誤脱、汚染、と抹または改ざん等）
- (3) 入札書の記載金額を訂正した入札
- (4) 入札者の記名押印のない入札
- (5) 同一事項に対して同一入札者から同時になされた2通以上の入札
- (6) 予定価格を超える入札
- (7) 5に規定する入札の方法以外の方法による入札

13 入札の失格

入札執行の際に函館市企業局管理部経理課に到達しなかった入札は失格とします。

14 技術評価点に関するペナルティ

総合評価落札方式評価基準の評価項目については、工事着手以降において、評価した内容が満たされているかどうかを工事監督員が確認し、その内容が明らかに満たされていない場合は、次のとおり取り扱うものとします。

- (1) 配置予定技術者の変更による場合

技術者については、やむを得ない理由以外での変更は認められま

せんが、やむを得ない理由による場合であっても、変更した技術者の資格等が入札時に評価したものより劣り、評価が下がる時は、その内容に応じ、当該工事に係る工事施行成績の評定点を減点することがあります。

ア 減点数は、最大３点とします。

イ 減点数

(ア) 技術者の資格に係る評価が下がる場合 ２点

(イ) 技術者の資格以外に係る評価が下がる場合 １点

(2) 工事施行成績の評定点の減点以外のペナルティ

当該工事に係る工事施行成績の評定点の減点のほか、必要に応じて函館市企業局競争入札参加有資格業者指名停止措置要綱に基づく措置を講じることがあります。

15 その他

(1) 郵送した入札書を書換え、引換えまたは撤回することはできません。

(2) 技術評価点を除き、提出された資料等は、公表しません。

(3) 提出された資料等に虚偽記載等明らかに悪質な行為があると認められる場合および低入札価格調査における資料等の提出を拒んだ場合は、函館市企業局競争入札参加有資格業者指名停止措置要綱に基づく必要な措置等を講じるものとします。

(4) 詳細は、入札心得（第１２条を除く。）によります。

16 入札にかかる問合せ先

函館市企業局管理部経理課